尾崎三良殿　岩倉右大臣

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 24-4

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 24-4

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 24-4

前略ニ付朝廷ニ
疑惑ニ成候ハヽ銀
潤益金ニ付
府下ニ付禄券利
子ニ付別紙ニ申
ニ付座ニ右ハ書
面ニテモ出ル
兼ト存問有之
ニ可申ニ付若
シ偽ニ付ハ品下シ
四ツニテ疑惑有之
ハヽ不算計
筆舌大ニ狼狽
可被存ニ付速
ニ出ル非解ニテ尋
問ニ罷出ル非
説論有之度
抑同様一同ニ
リニ付敬ハ出
手数ニ省キ
銀ハ、渡ニテモ出
所役所中ニ尋
問可致ハ又
懲戒例ニ付ニ

[illegible]
従論有之度者
抑四隣一同之儀
[illegible]
手数ニ有キ事
[illegible]
[illegible]
[illegible]

外出禁止令

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 24-4
付属資料

先刻書を変
奏　内申致し
今夏池田故
二位殿御国元へ
出発致し
来春帰京
致度旨願
ハ一件毎々御情
御心配御世話
御事ニ被存候間
早速御報申解
御設置筆紙
議論有之ニ
應對ス設又張
ハ、出向ハ大藏
ハ、如尋ハ何共
可然ハ様ニ御
有象出来ハ
又ハ御制事ハ
ヨロシク
八月十七日　具視
尾崎三良殿

国立国会図書館　尾崎三良関係文書 24-4
付属資料

二位殿御子息
出来ハ申事
無疑候ハ可
被申旨ハ
一件毎ニ
心ハ
世事ニ
早速
別段
議論有之
應對
出向
只
可然
有無
及
ヨロシク

八月十七日　具視

尾崎三郎殿

必ず代筆
終ニ